

意見書

平成20年 6月23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 880-0024
(ふりがな) みやざきけん みやざきし ぎおん
住所 宮崎県宮崎市祇園2-78
(ふりがな) かぶしきがいしゃ えふえむみやざき
氏名 株式会社 エフエム宮崎
代表取締役社長 中原 由光

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送等の在り方に関する懇談会報告書」（案）
に対するエフエム宮崎の意見

1. 第2章 実現する放送「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」

（14頁、表内）

FM放送事業者が取り組んでいる文字多重放送やFMケータイなど、データ放送や放送通信融合サービスのノウハウが活用可能な法整備を望みます。

2. 第3章 周波数の割り当て 「サービスエリアにおけるカバー率」

（16頁、27行－17頁）

サービスエリア確保には努力するが、当初は収入の面などから困難が予想される。このため、5年以内の義務化については配慮願いたい。

3. 第3章 周波数の割り当て 3－（2）地方ブロック向け放送の扱い

（28頁、21行－29頁、13行）

「地方ブロック向け放送」の区分けについてはマルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を是とし、そのための制度整備を望みます。

4. 第4章 制度の在り方 サイマル放送の扱い

（34頁、5行－10行）

現行のアナログ音声放送には、すでに国民のニーズにかなった形で、全国あるいは地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、新たにダウンロードサービスなど、データ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものとする。そうしたコンテンツの工夫についても、事業審査の中で評価を与えるべき。

5. 第4章 制度の在り方 （ウ）ソフト事業者とハード事業者の間の規律

（37頁、14行－35行）

「ブロック向け放送」に関して、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望みます。また、そのためにもソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みます。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保できるものと信じます。